措置
概要
道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四章
投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易
　自動車道事業を営もうとする者は、国土交通大臣の免許を受けなければならない。免許の発給は、該当する一般自動車道の規模が、該当する地区における交通需要の量及び性質に適合するものであるかどうかといった経済上の需要の考慮に従う。

四十七
分野
運輸業
小分野
運輸に付随するサービス業
産業分類
関連する義務
市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条）
内国民待遇（第八・十六条）
政府の段階
中央政府
措置
水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第二章から第四章まで
概要
投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易
１　日本国の国民のみが、日本国において水先人になることができる。
２　同一の水先区において船舶を誘導する水先人は、水先人会を設立しなければならない。

四十八
分野
運輸業
小分野
水運業
産業分類
ＪＳＩＣ　四五一　外航海運業
関連する義務
市場アクセス（第八・十五条）
内国民待遇（第八・十六条）
最恵国待遇（第八・十七条）
政府の段階
中央政府
措置
外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律（昭和五十二年法律第六十号）
概要
国境を越えるサービスの貿易
　英国により日本国の外航船舶運航事業者が差別的な取扱いを受けている場合には、英国の外航船舶運航事業者は、日本国内の港への寄港及び日本国における貨物の積込み又は取卸しを制限され、又は禁止される。

四十九
分野
運輸業
小分野
水運業
産業分類
ＪＳＩＣ　四五三　内陸水運業
ＪＳＩＣ　四五四二　内航船舶貸渡業
関連する義務
内国民待遇（第八・八条）
政府の段階
中央政府
措置
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条（注）
概要
投資の自由化
１　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
　注　この留保の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
２　審査については、当該投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。（注）
　注　この概要において、この附属書の日本国の表の留保の十の項、十二の項、十三の項、十五の項、三十七の項、四十三の項、四十四の項、五十二の項及び五十四の項に規定する「国の安全」に言及していないことは、第一・五条の規定が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するために同条の規定を援用する権利を放棄することを意味するものではない。
３　投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。
４　「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日本国内の港の間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続の適用から除外される。

五十
分野
運輸業
小分野
水運業
産業分類
関連する義務
市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条）
内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条）
最恵国待遇（第八・九条及び第八・十七条）
政府の段階
中央政府
措置
船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条
概要
投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易
　日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港を行ってはならず、日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。

五十一
分野
小分野
産業分類
関連する義務
市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条）
政府の段階
中央政府
措置
職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第五章
概要
投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易
　営利を目的としない一部の特定の団体（事業主の団体、一般社団法人、一般財団法人、法人でない労働組合その他の営利を目的としない法人）は、技能検定サービスを提供することができる。労働者の技能検定試験に関する業務を行おうとする当該団体は、日本国内に事務所を設置しなければならず、厚生労働大臣の指定を受けなければならない。
技能検定

五十二
分野
小分野
産業分類
関連する義務
政府の段階
措置
概要
上水道業
ＪＳＩＣ　三六一一　上水道業
内国民待遇（第八・八条）
中央政府
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条（注）
　注　この留保の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
投資の自由化
１　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
２　審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。
３　投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。

五十三
分野
小分野
産業分類
関連する義務
政府の段階
措置
概要
卸売業及び小売業
家畜
ＪＳＩＣ　五二一九　その他の農畜産物・水産物卸売業
市場アクセス（第八・十五条）
中央政府
家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条
国境を越えるサービスの貿易
　家畜の取引の事業を営もうとする者は、日本国内に住所を有しなければならず、その住所地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。「家畜の取引」とは、家畜の売買若しくは交換又はそのあっせんをいう。